

発行所 社会保険労務士 高岡綜合事務所
〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-20 つかか 112階
TEL: 055-228-7058 FAX: 055-228-7048
E-mail: sr@taka-oka.jp

業務内容 健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険の手続き
就業規則・給与規程、労使協定等の作成・届出
高齢者最適給与等、各種シミュレーション
給付金・助成金の支給申請
給与計算事務

発行人 特定社会保険労務士 高岡伸次

CONTENTS

page

- 1 監督指導の結果公表
1万4,000事業場で違法な時間外労働
- 2 **特集** 令和6年10月より従業員数51人以上の企業も対象
**パートタイマーの社会保険、
他社はどう対応する？**
- 4 **TOPICS**
●介護をしながら働く人の実態把握
●数字からわかる労働者のメンタルヘルスの現状
●懲戒制度に関する最新実態
懲戒解雇とされる問題行動とは
- 6 人事労務の法律ミニ教室
障害者への合理的配慮が義務化、
具体的に何をすべき？
- 7 すっきりわかる。社会保険
育休中の賞与の社会保険料は
どういう時に免除される？
- 8 カスハラから社員を守る
クレームの初期対応
- 8 労務ひとこと
高齢者活躍企業コンテスト

監督指導の結果公表

1万4,000事業場で違法な時間外労働

厚生労働省は8月3日、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果を公表しました。

平成26年に過労死等防止対策推進法が施行され、行政は過重労働の撲滅に向けて指導を強化しています。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、過労死などによる労災請求があった事業場を対象におこなわれたものです。

過労死ラインを認識しているか

労災認定基準では、1ヵ月100時間または2～6ヵ月平均80時間を超える時間外・休日労働がある場合、脳や心臓疾患が労災認定される確率が高

まるとされています。これが俗に言う「過労死ライン」です。

今回公表された結果によると、令和4年度に監督指導をおこなった33,218事業場のうち、約43%にあたる14,147事業場で違法な時間外労働が確認されました。そのうち、その事業場で最も長時間働いた労働者の残業時間をみると、月80時間を超えるものが37.1%、100時間を超えるものが23.5%、150時間を超えるものが5.3%、200時間を超える事業場もありました。



監督指導の事例

- ・36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外労働があった
- ・労働基準法で定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な労働があった
- ・月80時間を超える時間外・休日労働をおこなう労働者に対し、その時間数を通知していなかった
- ・定期健診は実施していたが深夜業に従事させる場合の健康診断を実施していなかった
- ・医師による面接指導の制度を導入していなかった